

## 食品安全委員会事務局より 食品安全モニターの募集開始のお知らせ

内閣府食品安全委員会事務局では、12 月 1 日（木）午後 3 時に、来年度の食品安全モニターの募集を開始しました。締切りは、来年 1 月 30 日（月）午前 10 時です。ご応募は、食品安全委員会ホームページの応募フォームからお願いいたします。

食品安全モニターとは、食品安全委員会が行うリスク評価や食品安全行政について、広く国民からの意見・提案を受けるために、食品安全委員会が依頼するものです。今回は約 180 名を募集し、平成 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月末日までの 1 年間の任期でモニターを依頼します。

食品安全モニターは、食品安全モニター会議（年 1 回）において、その活動についての説明や食品安全に関する基本的事項の講習を受けていただくほか、食品安全に関する意見・提案を食品安全委員会事務局に随時提出していただきます。また、食品安全に関するアンケートに回答していただくこともあります。

食品安全委員会事務局からは、モニターに対して、食品安全に関する様々な情報が提供されます。季刊誌「食品安全」をはじめ、食品安全委員会が制作した資料等が送付されるほか、モニター専用メールにより、各モニターの居住地域や近隣で開催される食品安全関連のセミナー等のイベントの案内も行われます。食品安全モニターは、日常生活の範囲内で、食品安全に関する情報を周囲に伝える役目も担っています。

食品安全モニターへの応募受付は、ウェブサイトからのみで、応募要件は、インターネット接続されたパソコンとメールアドレスを持っている満 20 歳以上の国内在住者であることのほか、食品安全委員会が行うリスク評価について一定の理解ができることが必要とされるため、バックグラウンド等に関しての要件があります。（詳しくは、[http://www.fsc.go.jp/monitor/bosyu/monitor\\_bosyu\\_oshirase.html](http://www.fsc.go.jp/monitor/bosyu/monitor_bosyu_oshirase.html) をご参照ください）平成 29 年 1 月 30 日（月）午前 10 時の応募締め切り後に選考が行われ、採用決定通知が 3 月下旬までに送付されます。

食品安全モニターの活動のほとんどは日常生活の範囲内で行っていただけるもので、現在、会社員、学生、主婦など、様々な方々がモニターとして活動されています。食品の安全に関心がある方のふるってのご応募をお待ちしています。

問い合わせ先：内閣府食品安全委員会事務局モニター係（電話 03-6234-1143）